

計画作成年度	2023 年度(令和 5 年度)
計画主体	広島県福山市

## 福山市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名	福山市経済環境局経済部農林水産課
所在地	広島県福山市東桜町3番5号
電話番号	084-928-1033
FAX番号	084-927-7021
メールアドレス	nourin-suisan@city.fukuyama.hiroshima.jp

1. 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ，シカ，サル，ヌートリア，アライグマ，カラス，カワウ
計画期間	2023年度（令和5年度）～2025年度（令和7年度）
対象地域	広島県福山市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状【2021年度（令和3年度）】

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	4,672 千円 501a
	野菜（きゅうり，トマト 他）	33 千円 0.1a
	果樹（いちじく，りんご 他）	65 千円 9a
シカ		0 千円 0a
サル		0 千円 0a
ヌートリア	水稲	258 千円 28a
	野菜（白菜）	36 千円 2a
アライグマ		0 千円 0a
カラス		0 千円 0a
カワウ	水産物被害あり	把握してないものの実態はある

(2) 被害の傾向

福山市では，里山の荒廃の進行などにより，イノシシ，サルなどが人の生活圏域へ侵入し，全市域で被害が拡大している。本市においては，市民から寄せられた被害届と，農業共済組合からの水稲，果樹を中心とした農作物被害の報告により被害状況を把握している。

①イノシシ（被害時期：通年）

市内全域で年間を通して出没し，水稲，野菜，果樹等の農作物被害や畦畔，法面，農業用施設等への掘り起こしによる被害が発生している。さらに，市街地への出没頻度も増加しており，人的被害も懸念される。

②シカ（被害時期：生育期・収穫期）

北部・西部地域で目撃情報や捕獲実績が寄せられているため，今後も動向に注視し，被害の把握に努める。

③サル（被害時期：通年）

北部地域では出没が恒常化しており，今後，被害地域の拡大が予想される。

④ヌートリア（被害時期：通年）

市内のほぼ全域で水稲の農作物被害や水路，畦畔の掘り返しによる被害が発生している。また，繁殖力が強いことから農作物被害の増加が予想される。

⑤アライグマ（被害時期：通年）

市内のほぼ全域で捕獲実績があり、野菜の農作物被害や民家への侵入等の生活被害が発生している。また、繁殖力が強いことから農作物被害の増加が予想される。

⑥カラス（被害時期：収穫期）

現状は野菜や果樹などの農作物被害の報告は受けては無いが、市内の随所に生息していることから、農作物被害はあると考えられるため、今後も動向に注視し、被害の把握に努める。

⑦カワウ（被害時期：通年）

芦田川流域で捕食による水産資源が減少する被害や、市内沿岸域で放流稚魚が捕食されることによる栽培漁業に被害が発生している。また、市内数か所にコロニーやねぐらが確認されており、今後も水産被害が予想される。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値※		目標値【2025年度(令和7年度)】	
イノシシ	7,258 千円	589a	5,291 千円	429a
シカ	0 千円	0a	0 千円	0a
サル	107 千円	4a	78 千円	3a
ヌートリア	122 千円	11a	89 千円	8a
アライグマ	346 千円	4a	252 千円	3a
カラス	1 千円	0a	0 千円	0a
カワウ	－ 千円	－ a	－ 千円	－ a

※2017年度(平成29年度)から2021年度(令和3年度)までの5年平均値。

目標値は現状値から毎年1割減を目標とし、3年後の値を設定。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>市内の各猟友会長の推薦を受けた者で7つの捕獲班を編成し、捕獲を実施している。市は、捕獲班に対し出動報償金や捕獲個体の買上金を支給している。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金事業（国交付金事業）により、イノシシ捕獲用箱わな及びデジタル登録局無線機（関連機材を含む）を購入し、捕獲班による捕獲活動に使用している。</p> <p>イノシシ捕獲用箱わなの購入・設置に取り組む団体に対して、資材費を補助している。（市補助）</p> <p>新規で、狩猟免許の取得及び猟銃所持の許可申請を行う者に対し、免許等取得費用を補助している。（市補助）</p>	<p>捕獲班員の高齢化による捕獲班員の減少が懸念され、捕獲の担い手の確保・育成が必要である。</p> <p>銃器による捕獲が制限されている市街地への出没が増加している。</p>

	<p>狩猟期間外において、農作物被害又は生活被害を受けている場合、狩猟免許所持者の申請により捕獲の許可を行っている。</p> <p>小動物捕獲用箱わなの貸し出しを行い、農作物被害対策の負担軽減を図っている。</p> <p>ヌートリア及びアライグマについては、特定外来生物防除計画に基づき、講習会を開催し、受講者が防除従事者として年間を通して捕獲できる体制をとっている。</p>	
防護柵の設置等に関する取組	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金事業（国交付金事業）により、イノシシ用防護柵を購入し、防護柵の設置・管理は地域協議会が行っている。</p> <p>イノシシ用防護柵の設置に取り組む団体に対して、資材費を補助している。（市補助）</p>	<p>農家が個々に行う対策では効果が十分でないので、大規模防護柵の設置を推進しているが、過疎化・高齢化や耕作放棄地の拡大により、地域でまとめて防護柵を設置することや維持管理をすることが困難な地域が増加している。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>鳥獣が近づきにくい環境づくりに取り組む団体に対して、活動費用を補助している。（市補助）</p> <p>緩衝地帯整備費補助（森林環境譲与税活用事業）により、有害鳥獣の生息域と人里とを隔てる緩衝地帯の整備費（樹木伐採、下刈りほか）を補助している。（市補助）</p>	<p>交付要件のひとつに、施業区域内の全ての森林所有者の同意が得られていることとしているが、現在の所有者が不明な場合があり、その要件を満たすことができる地域が少ない。</p>

#### （５）今後の取組方針

被害を防止するためには、有害鳥獣を寄せつけないための「環境改善」、防護柵の設置などによる「侵入防止」、加害個体の「有害捕獲」といった総合的な対策が必要である。

（環境改善） ●「有害鳥獣を寄せつけない地域づくり」

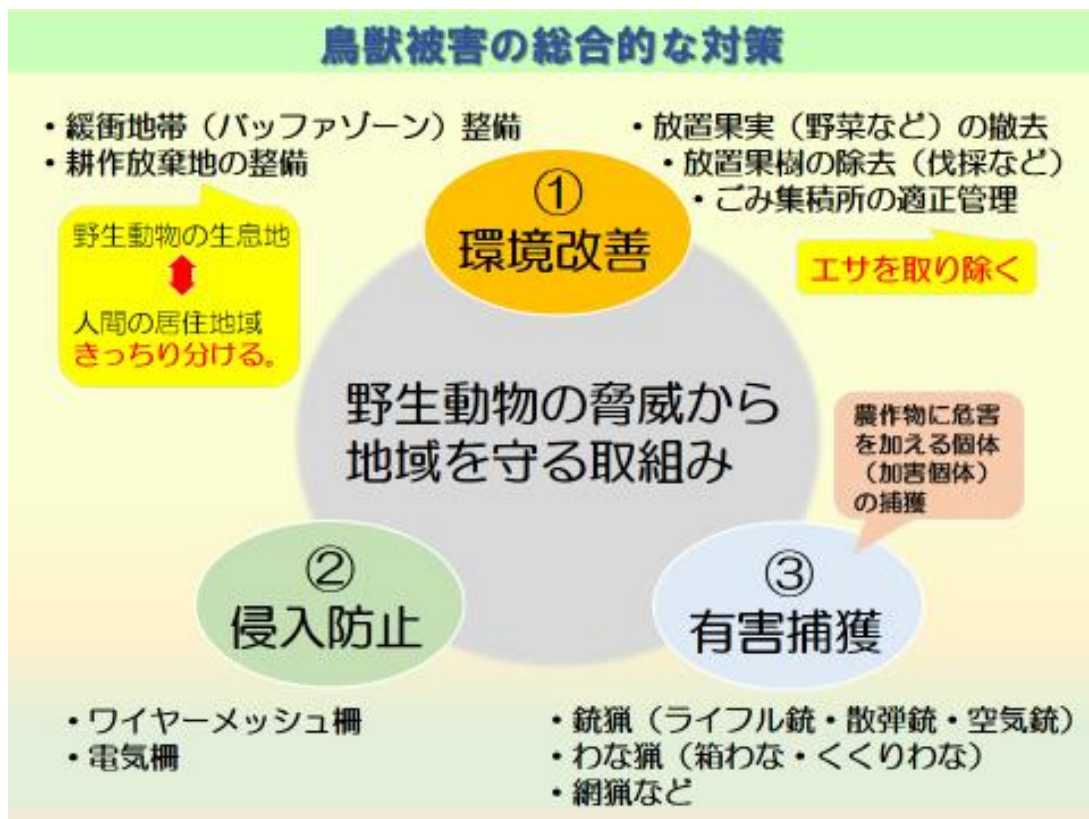
- ①地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組む地域団体を支援する市補助を継続する。
- ②有害鳥獣の生息域と人里とを隔てる緩衝地帯整備事業（市補助）を継続する。
- ③鳥獣対策の専門家等を招いた講演会の開催を継続し、被害防止の啓発と対策等の知識普及を推進する。

（侵入防止） ●「防護柵の設置」

- ①イノシシ用の防護柵設置補助事業（国交付金事業及び市補助）を継続する。

(有害捕獲) ●「加害個体の捕獲」

- ①捕獲班の活動区域が隣接する市内捕獲班間や隣接する他市町と連携し、市境区域において円滑に捕獲活動ができる体制をとる。
- ②イノシシ用の箱わな設置補助事業（国交付金事業及び市補助）を継続する。
- ③狩猟免許取得費等の補助を継続し、新たな捕獲者の確保を図る。
- ④小動物捕獲用箱わなの貸し出しを継続する。
- ⑤特定外来生物（ヌートリア及びアライグマ）については、国の確認を受けた防除実施計画に基づき防除講習会を開催し、生態等の知識や捕獲技術の向上を図り、捕獲の推進を継続する。
- ⑥IoT技術を活用し、カメラ搭載捕獲監視センサーで捕獲状況を確認し、見回りの労力の負担軽減を図る。
- ⑦サルによる被害防止対策として、国交付金事業を活用して専門業者へ委託し、計画的に対策を実施する。
- ⑧カワウによる被害防止対策として、銃器による捕獲活動を継続する。



### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・有害鳥獣捕獲班

市長は鳥獣被害防止計画及び有害鳥獣捕獲実施計画に基づき、市内猟友会から推薦された猟友会員で構成された捕獲班へ捕獲許可と捕獲指示を行う。

- ・鳥獣被害対策実施隊

市職員により組織されている。鳥獣被害防止対策に関する専門的な助言を行う。

・ 特定外来生物防除従事者  
 市は特定外来生物（ヌートリア及びアライグマ）防除の講習会を開催し、受講者が年間を通して捕獲を行う体制をとる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2023 年度 (令和 5 年度)	全般	有害鳥獣捕獲班による捕獲を実施する。 隣接する市内外の捕獲班との活動区域周辺の合同捕獲を促進する。 新規で、狩猟免許の取得及び猟銃所持の許可申請を行う者に対し、免許等取得費用を補助している。(市補助) 狩猟期間外において、狩猟免許所持者の申請により捕獲の許可を行う。 小動物捕獲用箱わなの貸し出しを行う。
	イノシシ	捕獲班の銃器及びわなによる捕獲体制を推進する。 市補助によりイノシシ捕獲用箱わなの購入・設置に取り組む団体に対して、資材費を補助する。
	シカ, カラス, カワウ	被害状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。
	ヌートリア, アライグマ	国の確認を受けた特定外来生物防除実施計画に基づき、講習会を開催し、受講者が防除従事者として年間を通して箱わなによる捕獲を推進する。
	サル	国交付金事業を活用して専門業者へ委託し、生息調査を行い、サルの群れの移動状況を把握し、群れの捕獲を行う(2023 年度(令和 5 年度)から 2025 年度(令和 7 年度)までの 3 年計画)。
2024 年度 (令和 6 年度)	同上	同上
2025 年度 (令和 7 年度)	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>広島県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。具体的には、被害発生予察に基づき、年間捕獲計画を策定する。</p> <p>①イノシシ          市内全域で年間を通して農作物被害に加え、住宅地等への出没も増加しており、出没時の緊急性や被害の状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>②シカ          目撃情報、被害状況等に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。</p>

③サル

市内の北部地域を中心に住宅地への出没や農作物被害の相談が増加しており、人的被害のおそれもあるため、生息状況調査を実施し、有害鳥獣捕獲を実施する。

④ヌートリア、アライグマ

外来生物法により「特定外来生物」に指定されており、完全排除を図るため有害鳥獣捕獲と合わせて特定外来生物防除実施計画による防除を推進する。

⑤カラス

市内の随所に生息しており、継続して有害鳥獣捕獲を実施する。

⑥カワウ

市内の数か所にコロニーやねぐらが確認されており、今後も被害状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2023年度(令和5年度)	2024年度(令和6年度)	2025年度(令和7年度)
イノシシ	1,700	1,700	1,700
シカ	35	35	35
サル	65	65	65
ヌートリア	50	50	50
アライグマ	50	50	50
カラス	1,000	1,000	1,000
カワウ	170	170	170

捕獲等の取組内容

全般

市内全域において、有害鳥獣捕獲班における銃器及びわなでの捕獲を実施し、農林水産被害の防止に努める。

国交付金事業を活用して箱わな及びデジタル登録局無線機（関連機材を含む）を捕獲班に貸与し、広域的・効果的な捕獲を進める。

①イノシシ、シカ

被害状況に応じて、銃器、箱わな及びくくりわなでの捕獲を実施する。また、鳥獣保護区の一部において年間を通じて捕獲を実施する。

②サル

年間を通じて捕獲活動を実施するとともに、専門業者に業務委託し、ICT技術の活用により、生息調査を行ったうえで、計画的な捕獲に努める。

③ヌートリア, アライグマ 有害鳥獣捕獲と合わせて, 特定外来生物防除実施計画に基づく防除従事者による箱わなによる捕獲を年間を通じて実施する。
④カラス 年間を通じて捕獲活動を実施する。
⑤カワウ 銃器による捕獲活動の実施に加え, 生息状況を調査し, 繁殖抑制を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容  
年間を通して市内全域で捕獲活動を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
福山市	捕獲許可権限の委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	内容	整備内容		
		2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
イノシシ	電気柵	1,000m	1,000m	1,000m
	ワイヤーメッシュ柵	6,000m	6,000m	6,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2023年度 (令和5年度)	イノシシ	地域ぐるみで取組む団体に対し, 鳥獣被害対策(イノシシ用防護柵設置)の補助事業を行う。(市補助)
2024年度 (令和6年度)	同上	同上
2025年度 (令和7年度)	同上	同上

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
2023年度 (令和5年度)	イノシシ, サル	地域ぐるみで取組む団体に対し, 鳥獣被害対策(耕作放棄地の解消, 里地里山整備, 放置果樹の伐採, 煙火花火による追い払い等)の補助事業を行う。(市補助)
2024年度 (令和6年度)	同上	同上



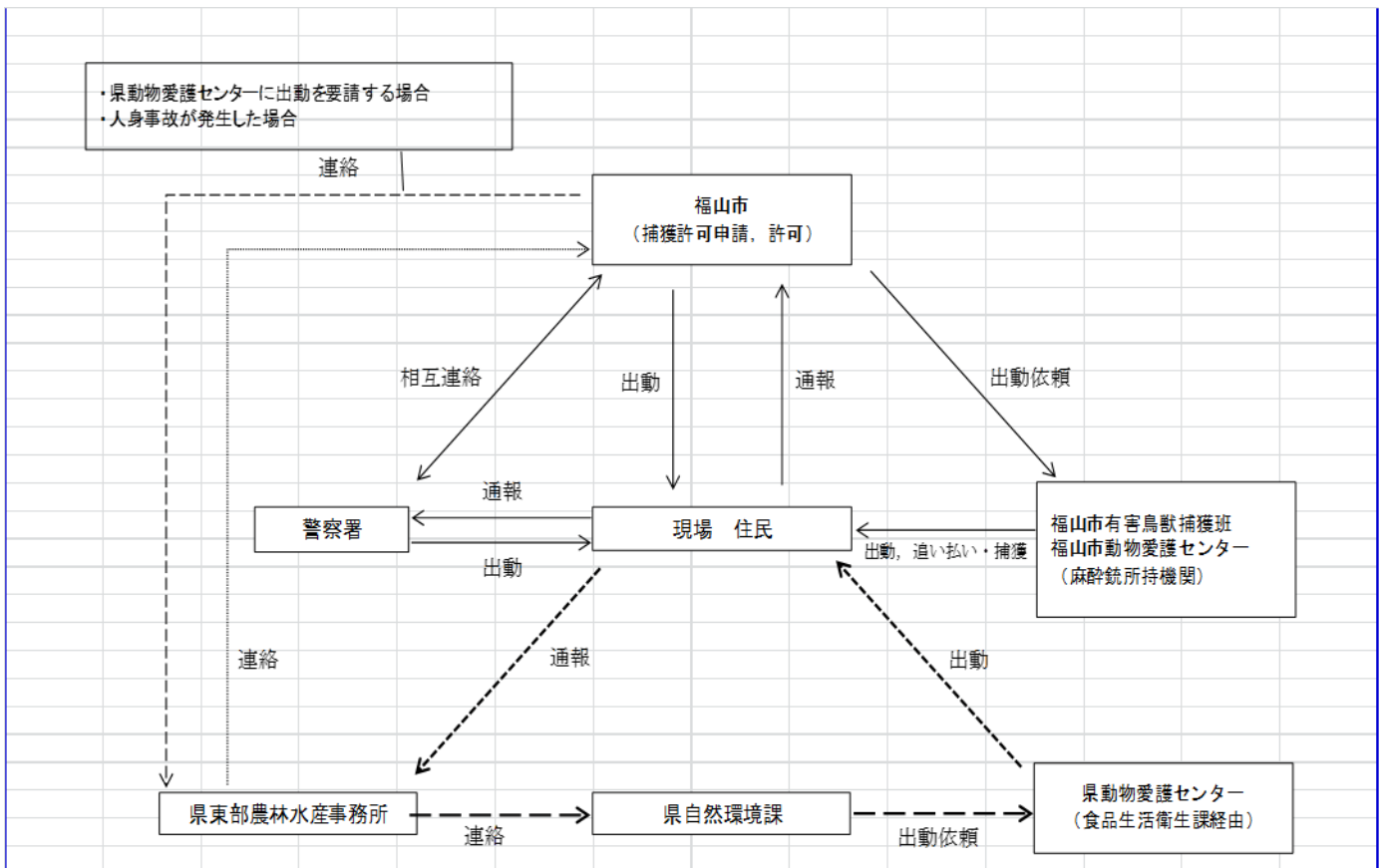
2025年度 (令和7年度)	同上	同上
-------------------	----	----

6. 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
福山市経済部農林水産課	住民の安全確保，関係機関への連絡調整，捕獲班への出動依頼，捕獲許可，市動物愛護センターによる麻酔銃の使用による放獣等を行う。
福山市有害鳥獣捕獲班	福山市からの出動依頼により捕獲・追い払いを行う。
広島県警察	福山市へ連絡し，住民の安全確保に努める。 不測の事態が生じて，警職法第4条第1項の措置が必要である場合の対応を行う。
広島県東部農林水産事務所 林務課	捕獲に関する助言・指導を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣捕獲後の処理については、原則持ち帰るか、市清掃工場への持ち込み又は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋没する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間の処理加工施設が、引き取ったイノシシを食用に加工して販売している。
ペットフード	民間の処理加工施設が、引き取ったイノシシをペットフードに加工して販売している。
皮革	特になし
その他 (油脂, 骨製品, 角製品, 動物園等でのと体給餌, 学 術研究等)	特になし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	福山市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
福山市経済部農林水産課 (事務局)	協議会に関する連絡調整及び有害鳥獣関連の情報提供
関係農業協同組合(福山市農業協同組合)	有害鳥獣被害防止関連情報の収集及び調査, 事業の推進
関係漁業協同組合 (福山市芦田川漁業協同組合, 福山地区水産振興対策協議会)	有害鳥獣被害防止関連情報の収集及び調査, 事業の推進
関係森林組合(広島県東部森林組合)	有害鳥獣被害防止関連情報の収集及び調査, 事業の推進
福山市有害鳥獣捕獲班 (7捕獲班)	捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

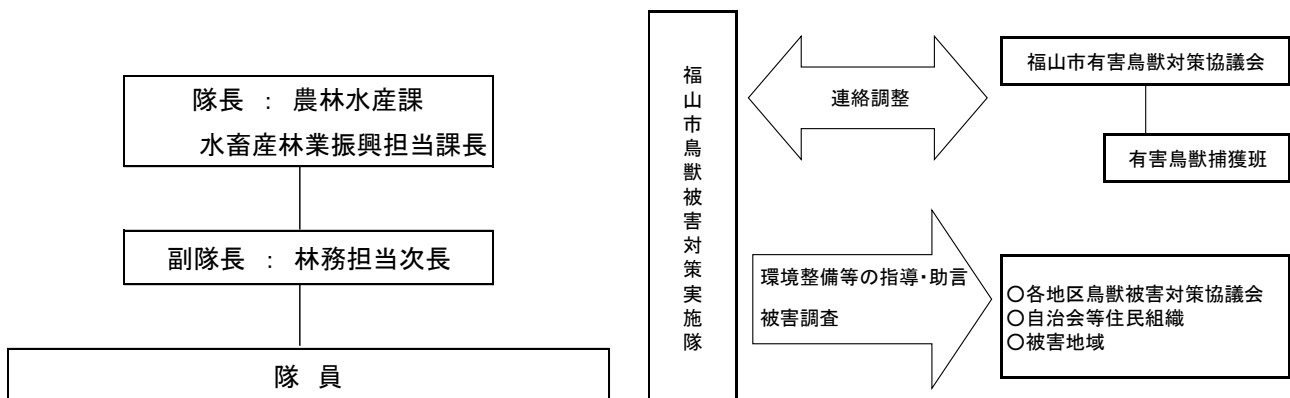
関係機関の名称	役割
福山市有害鳥獣対策協議会	鳥獣被害対策の計画立案
広島県東部農林水産事務所 農村振興課	鳥獣被害防止特措法関係情報提供・交付金事務等
広島県環境県民局自然環境課	鳥獣保護管理法関係情報提供等
広島県農林水産局農業技術課	鳥獣被害防止特措法関係情報提供等
広島県東部農林水産事務所 林務課	鳥獣保護管理法関係情報提供等
広島県東部農業技術指導所	鳥獣被害防止関係の技術指導等
広島県警察	銃刀法関係情報提供等
農業共済組合福山支所	有害鳥獣被害状況関連の情報提供
尾道市，府中市，神石高原町	有害鳥獣の情報交換及び連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

福山市鳥獣被害対策実施隊は市職員が指名を受け、構成人数は28人（うち2人が狩猟免許所持者）。  
環境改善，侵入防止，有害捕獲等の普及啓発に取り組む。

福山市鳥獣被害対策実施隊組織図

福山市鳥獣被害対策実施隊の業務



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

環境省の鳥獣プロデータバンク活用促進事業を活用するなど，専門家による研修や普及啓発を継続して行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし